

杵築市市民活動団体登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、杵築市内で社会貢献活動を行う団体を市民活動団体として登録することにより、団体の情報発信の支援及び市民の社会貢献活動への参加の機会を拡充し、もって協働のまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「市民活動団体」とは、ボランティア団体やNPO（非営利活動団体）など、不特定かつ多数のものの利益の増進のため自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 杵築市内に事務所を有する団体又は主に杵築市内で活動する団体であること。
- (2) 規約又は会則が整備されていること。
- (3) 1年以上継続して活動していること。ただし、活動が1年未満であっても、実績があり、今後も引き続き活動が行われると認められる団体は、この限りではない。
- (4) 宗教活動、選挙活動又は政治活動を行う団体でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体をいう。以下この号において同じ。）、暴力団の統制下にある団体又は暴力団の構成員の統制下にある団体でないこと及び会員に暴力団関係者がいないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体については、市民活動団体から除くものとする。

- (1) 共益的・互助的な活動や個人の趣味的な活動を目的とする団体
- (2) 行政区、住民自治協議会、老人クラブ及び子ども会
- (3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）以外の法令に基づき設立された公益法人（財団法人、社団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、商工会議所、協働組合、労働団体など）

(登録の申請)

第3条 登録を希望する市民活動団体は、杵築市市民活動団体登録申請書（様式第1号）により、市長に登録の申請をしなければならない。

(登録事項)

第4条 市長は、前条の申請があった場合は、次に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 団体名
- (2) 代表者氏名
- (3) 事務所の所在地、連絡先に関する事項

- (4) 設立の時期
- (5) 団体の目的、活動分野
- (6) 会員数、会員募集に関する事項
- (7) 活動地域、活動日に関する事項
- (8) 活動内容に関する事項
- (9) 団体 PR
- (10) その他市長が必要と認める事項

(登録の変更)

第5条 前条の規定により登録された市民活動団体（以下「登録団体」という。）は、登録事項に変更があった場合は、杵築市市民活動団体登録変更届（様式第2号）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第6条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を抹消することができる。

- (1) 第2条に規定する市民活動団体に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により登録を行ったとき。
- (3) 登録した団体から杵築市市民活動団体登録抹消届（様式第3号）により登録抹消の届出があったとき。
- (4) その他市長が登録に不相当であると判断したとき。

(市民活動団体への支援等)

第7条 市長は、登録団体に対し、市民活動を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。ただし、これにより当該登録団体の活動に支障をきたす場合は、この限りでない。

- (1) 登録された情報を市ホームページ等に掲載し、広く公開する。
- (2) 公的機関からの問い合わせに対し、登録事項を提供する。
- (3) 市等が開催する講座やセミナー等の案内を行う。

(事務)

第8条 杵築市市民活動団体の登録に関する事務は、政策推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。